

議案第35号

前橋市道路占用料徴収条例の改正について

令和4年3月2日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

前橋市道路占用料徴収条例（昭和59年前橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	19円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			82円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			190円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			270円
	外径が1メートル以上のもの			550円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	910円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて

		階数が3以上のもの	得た額
			Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		930円
	地下に設ける通路		560円
	その他のもの		910円

を

「

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	19円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			27円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			41円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			55円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			82円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			110円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			190円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			270円
	外径が1メートル以上のもの			550円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置の検知対象として設置する導線の類	地下に設けるもの	3円
			その他のもの	9円

	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	730円
	その他のもの	上空に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年
		地下に設けるもの	
	その他のもの		910円
法第32条第1項第4号に掲げる施設			910円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		930円
	地下に設ける通路		560円
	その他のもの		910円

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。